

【源泉徴収について】

※マイナンバーについて※

日本化学会全体からの諸謝金が年間を通して5万円(税込)を超えた場合に、本部より“通知カードの写し(コピー)と写真付きの公的証明書の写し(コピー)”もしくは“個人番号カードの写し(コピー)”の提出依頼があります。

例) 関東支部講演会 3万円 + 東北支部講演会 3万円 = 年間6万円 → マイナンバーを提示する。

臨時雇用費については、年間5万円を超えることは中々無いため、まだ日本化学会本部として対応は考えていません。

※謝金の上限額が制定されました。

日本化学会本部の謝金支給規則により、1回の講演謝礼の上限額が **5万円**となりました。

※臨時雇用費の税金が変わりました※

平成24年6月の本・支部事務連絡会より臨時雇用費は、【国税庁日額表・丙欄】を適用する方針になりました。

(平成29年度国税庁日額表・丙欄では9,300円未満の源泉徴収額は0円です。)

・日額9,300円未満 → 領収書の内訳に「税抜き金額」「税額0円」を記載してください。

・日額9,300円以上 → 日額表「丙」欄の税額を徴収してください。(支部HP参照)

※所得税が変わりました※

平成25年1/1～平成49年12月末日まで復興特別所得税が創設され、所得税額が10%→10.21%に変更されました。例: 謝金10,000円の場合の所得税 旧:1,111円 新:1,137円

計算方法「手取り÷89.79%＝支払金額」「支払金額×10.21%＝源泉徴収税額」「支払金額－源泉徴収額＝手取額」

領収書 (例)	令和 年 月 日
公益社団法人日本化学会東北支部様	
¥ 11,137 円	
内訳	但し、〇〇講演会 講演謝金として
手取り : 10,000 円	
税額 : 1,137 円	自宅住所 氏名
	※住所・氏名フリガナ必須※
※ 金額間違い等の場合は、 <u>講演者ご本人の再発行手続き</u> が必要です。	

【課税対象項目】	【非課税対象項目】
★講演謝金+旅費・交通費	★交通費・旅費のみの支払い(謝金なし)※P3参照
★資料作成費(原稿料)	★試験問題の出題、採点
★臨時雇用費(アルバイト) ※日給9,300円以下の場合、非課税	
★調査費	
★車代	

-国税庁のHPより抜粋-

(1) 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払をする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。

(2) 旅費や宿泊費などの支払も原則的には報酬・料金等に含まれます。

しかし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

【国税庁ホームページ】 <http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/gensen35.htm>

※講演者等に「謝金」と「旅費・交通費」を両方支払うにも関わらず、領収書を別にし、旅費・交通費からは課税していない場合は、「分けて支払った理由」を事業担当者様に確認させていただきます。理由が正当と認められない場合は、事業報告をやり直して頂くことがございますのでご注意ください。

謝金・旅費計算方法

【課税額】 ・ 海外居住者：20.42% ・ 国内居住者：10.21%

●謝金●

謝金①【謝金・旅費支払いあり】★必ず合算して課税してください★

例) 謝金20,000円 旅費200,000円

・ 謝金+旅費 = 220,000円 → 220,000円 ÷ 89.79% = 245,016円 (領収書総額) ※国外居住者の場合、

79.58%

→ 245,016円 × 10.21% = 25,016円 (源泉徴収税額) ※国外居住者の場合、20.42%

→ 245,016円 - 25,016円 = 220,000円

謝金②【謝金のみ】

例) 謝金10,000円

・ 10,000円 ÷ 89.79% = 11,137円 (領収書総額) ※国外居住者の場合、79.58%

→ 11,137円 × 10.21% = 1,137円 (源泉徴収税額) ※国外居住者の場合、20.42%

→ 11,137円 - 1,137円 = 10,000円

●旅費●

旅費①【事業担当者が予約を行い、チケットを講演者へ送付】

→所得税はかかりません。（源泉徴収の必要はありません。）

ただし、収支報告時に「公益社団法人日本化学会東北支部宛（以下、日本化学会宛）」

のJRや航空会社の領収書の提出が必須です。

旅費②【講演者が予約を行い、学会参加時に精算を行う。】

その際、領収書を提出いただける。

→所得税はかかりません。（源泉徴収の必要はありません。）

ただし、収支報告時に「日本化学会宛」のJRや航空会社の領収書の提出が必須です。

なお、クレジットカード控えについては領収書扱いになりませんので、別途「日本化学会宛」のJRや航空会社の領収書の取得が必須です。※謝金①の計算方法参照
クレジットカードの控え（売上票等）しか取得できない場合、通常の謝金等同様、源泉徴収されます。
源泉徴収簿を作成ください。

旅費③【講演者が予約を行い、学会参加時に精算を行う。】

その際、JRや航空会社の領収書を提出いただけない。

→通常の謝金等同様、源泉徴収されます。源泉徴収簿を作成ください。 ※P2 謝金①の計算 参照方法